

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と「団地別整備方針書」策定にあたり、居住者等との十分な協議を求める意見書

独立行政法人都市再生機構は、今「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」をもとに10万戸の再編着手、5万戸削減を柱に掲げ、平成30年度末を目途に「団地別整備方針書」策定を急いでいる。

居住者は、様々な活動を通じて地域コミュニティを培ってきたことで、圧倒的多数の者が住み慣れた団地に住み続けたいと願っている。

また、セーフティネット住宅の不足が明らかな今日、公団住宅の削減や敷地の売却などは、福祉政策や住宅政策上問題があると言わざるを得ない。

これらのことから、団地の再整備については、居住者及び地元自治会等との十分な協議を経て、合意を得ることが当然の条件と考える。

よって、政府及び都市再生機構においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 都市再生機構は、公営住宅収入層に準じる低所得世帯に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」条項を実施すること。
- 2 都市再生機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたっては、地元自治体を含め、居住者、地元自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構理事長